

令和8年度三戸町スポットワーク活用促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町は、深刻化する農業経営体（以下「農業者」という。）の担い手や働き手不足の解消を目的とし、新たな働き方であるスポットワークを活用することで、多様な労働者の確保・定着等の農業経営改善を目指す農業者に対し、予算の範囲内において、三戸町スポットワーク活用促進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については三戸町補助金等の交付に関する規則（昭和52年三戸町規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) スポットワークとは、短時間・単発の就労を可能とする雇用契約のもとで働くことをいう。
- (2) 認定農業者とは、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤法」という。）第12条第1項の農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。
- (3) 認定新規就農者とは、基盤法第14条の4第1項の青年等就農計画の認定を受けた者をいう。
- (4) 三戸町地域計画の目標地区に位置付けのある農業者とは、基盤法第19条の規定に基づき、三戸町が農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した目標地区に掲載された者をいう。
- (5) スポットワーク雇用仲介事業者等とは、デジタル技術を用いて、短時間・単発の就労を内容とする雇用契約を仲介する事業者のことをいう。

(補助事業及び補助対象経費、補助金の額、補助対象事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。

- 2 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、補助金の交付を申請する時点において、次の各号のいずれにも該当する者とする。
 - (1) 町内に住所を有する個人若しくは町内に本店又は主たる事務所を設置す

る法人であって、下記のいずれかに該当する者とする。

ア 三戸町の認定農業者

イ 三戸町の認定新規就農者

ウ 三戸町地域計画の目標地図に位置付けのある農業者

- (2) 雇用が農業従事以外の目的ではないこと。
- (3) 申請時において三戸町が賦課徴収する町民税等の滞納がないこと。
- (4) 労働基準法（昭和22年法律第49号）等の労働関係法令を遵守していること。

（補助金の申し込み）

第4条 補助対象事業者は、あらかじめ補助金申込書（様式第1号）を7月末日までに町長に提出するものとする。

- 2 町長は前項の申込書を受理したときはその内容を確認し、その結果について申込内容確認結果通知書（様式第2号）により補助対象事業者に通知するものとする。

（状況報告）

第5条 補助対象事業者は、次の各号に定める日までに実施状況をとりまとめ、状況報告書（様式第3号）を町長に提出するものとする。

- (1) 8月末時点の状況を9月15日までに提出する。
- (2) 10月末時点の状況を11月13日までに提出する。

（補助金交付申請及び実績報告）

第6条 補助対象事業者は、規則第3条の規定による補助金の交付を申請しようとするときは、補助金交付申請書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

- (1) 事業実績報告書（様式第5号）
- (2) スポットワーク雇用仲介事業者等に支払う紹介手数料の内訳が分かる書類
- (3) 補助対象経費の支払いが確認できる書類（領収書等）
- (4) 収支精算書（様式第6号）

- 2 町長は、前項の申請書を受理したときは、これを審査するものとし、補助金の交付を決定した場合は、交付決定通知書により通知するものとする。

- 3 規則第3条に規定する事業計画書は、第4条の補助金申込書の提出にかえることができる。

4 規則第9条に規定する補助事業等実績報告書は、第1項の補助金交付申請書の提出にかえることができる。

(補助金の額の確定)

第7条 規則第10条に規定する補助金の額の確定は、前条第2項の交付決定通知書にかえることができる。

(補助金の請求)

第8条 補助対象事業者は、前条の通知を受けたときは、速やかに補助金交付請求書を町長に提出しなければならない。

(補助事業の経理)

第9条 補助対象事業者は、補助事業に係る経費について、帳簿及び全ての証拠書類を備え付け、これを令和9年4月1日から5年間保管しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年5月26日から施行する

別表（第3条関係）

補助事業	補助対象経費	補助金の額	備考
スポットワーク 活用補助	申込内容確認通知書の通知後から令和9年2月末 日までの雇用契約を対象とした、スポットワーク雇用 仲介事業者を支払った経費のうち、 <u>仲介サービス手数料にかか る経費</u> ※振込料、賃金、交通費、消費税及び地方消費税は除 く	左記、補助対象経費の 10/10以内の額 上限70,000円	補助金は一人又は一法人に つき、1回限りの交付とす る。